

PL Report <2014 No.5>

国内の PL 関連情報

リコール未対応の台所用機器による事故発生注意喚起

(2014 年 6 月 11 日 消費者庁)

消費者庁は、6 月 11 日、リコールの対象となっている製品が市場でそのまま使用されていることが原因とみられる火災や重傷等の重大製品事故が発生している、として消費者に対し注意を喚起した。

同庁によれば、リコール対象製品の重大事故報告のうち約 4 分 1 (30 件) を台所用機器*14 製品が占めており、それらのリコール対象台数の合計約 310 万台のうち、約 180 万を超える製品が必要な回収・修理を受けていないという。このため、消費者に対して自宅等で使用している製品を確認し、リコールの対象であれば使用を中止し、製造・事業者による回収・無償修理等を受けるように呼びかけている。

※電子レンジ、電気冷蔵庫、電気コンロ (キッチンユニット用を含む)、食器洗い乾燥機 (卓上型/ビルトイン式)、IH 調理器、電気ケトルを指す。

ここがポイント

今回の同庁の注意喚起は、消費者に対して発せられたものです。しかし、リコールの実施当事者である製造・輸入事業者においては、未回収や未対応のリコール対象製品において事故が発生している点について、改めて認識することが必要です。

一方、事業者は、万が一のリコール実施に備えて、原因究明・対策の迅速化や回収率の向上のために種々の取組みを行っていますが、今回の報告を踏まえると、トレーサビリティ確保のための体制の構築に加え、消費者への注意喚起としかるべき対応を実施してもらうための情報伝達方法・内容をより一層工夫することが望まれます。

その際、経済産業省から公表されている「リコールハンドブック 2010」や過去のリコールにおける事業者の取組事例などは参考になります。消費者への周知方法に係る好事例として、以下のような取組があげられます。

- ・対象製品に想定される使用者や対象製品が集中していると考えられる施設に絞って情報提供を行う (子供向けの製品であれば、保育園や学校等の施設の協力を得てチラシ等を配布する等)。
- ・提供する情報を、対象によって変える (子供向けにはイラストや写真を使用し文字を少なくする、保護者向けには連絡先や危害の程度を詳しく説明する等)
- ・修理や点検作業が必要な製品であれば、自社の販売拠点に限定せず地域の業界団体等を通じて、修理専門店や自社の系列外の販売店に協力を依頼する (自転車、家庭電化製品、ガス器具等、長期間使用されるうちに使用者/所有者が変わると、多くの場合は最初に製品を販売した拠点との関係は失われる点を考慮)。

回収率向上に向けた情報伝達において、これを行えば必ず効果があるといった決め手となる取組はありませんが、上記のとおり、製品の特性を考慮して、情報発信の対象・媒体・方

法を使い分けることや組み合わせていくことは一定の効果があるといえます。事業者においては、様々な取組を実施しつつ、その効果を検証・モニタリングしながら、効果的なリコールの実施に向け不断の努力をしていくことが望まれます。

子供服の安全性に関する JIS 案が公表される

(2014 年 6 月 24 日 経済産業省)

経済産業省は、6 月 24 日、子供服のひもに関する要求事項である JISL4129（子供用衣料の安全性—子供用衣料に付属するひもの要求事項）を 2015 年 12 月に制定公示することを決め、併せて JIS 案を公表した。

本 JIS 案では、子供服に付属するひもが子どもの首などにかからまる事故を防ぐため、年齢層別・身体部位別にひもの要求事項が定められた。主な内容としては以下がある。

- ・7 歳未満向け子ども服：パーカのフードなど、頭や首回りのひもの使用禁止
- ・7 歳以上 13 歳未満向け子ども服：車のドアなどに挟まるおそれがあるとして背面のひもの使用禁止

ここがポイント

国内では子供服に起因する重篤な事故事例は報告されていませんが、2006 年に行った東京都商品等の安全問題に関する協議会の「子ども用衣類の安全性確保について」（2007 年 3 月）と題した調査によると、調査回答者 1163 人中 895 人（77%）が衣類にまつわる危害や危険・ヒヤリハット経験があると回答しています。その中でも、6 人に 1 人が実際に危害を被った経験があると回答があり、重篤な事故がいつ起きてもおかしくない状況であることが指摘されています。

上記の調査等も踏まえ、国内では、2008 年 6 月に子供服製造事業者の業界指針として「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」を発行し、安全性の確保を目指してきました。

一方、海外においては、上着の引き紐の引っかかりによる死亡・負傷等の子供服に起因した不慮の事故が発生していたことを受けて、米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、1996 年 2 月、「Guidelines for Drawstrings on Children's Upper Outerwear（子供用上着の引き紐に対するガイドライン）」を公表し、子供服のひもの使用を禁止しています。このガイドラインを基に米国材料試験協会（ASTM）は、1997 年 6 月、業界自主規格「Standard Safety Specification for Drawstrings on Children's Upper Outerwear（子ども用上着の引き紐のための標準的な安全規格）（F1816-97）」を制定しました。

米国では上記に従った対応が進み、2006 年 5 月に公表された、CPSC による子供用上着の製造、輸入、販売関係者宛の「子ども用上着の製造、輸入、販売関係者への書簡」では、業界自主規格を導入後、事故が著しく減少したことを報告しています。

事業者においては、本 JIS 案の 2015 年の運用開始を前提に、サプライチェーン全体で、より安全な製品の消費者への提供に努めていくことが大切になります。製造事業者においては、本 JIS 案の要求事項に加え、先行して公表されている海外基準等を踏まえ、自社としての安全基準を検討し、自社製品の設計・開発・設計に反映させることが望まれます。また、輸入・販売事業者においても、自社の取扱製品を選定する上で、今回の JIS 基準等への対応状況を確認し、安全な子供服の取扱に努めていくことが望まれます。

アレルギー表示厳格化など 内閣府食品表示部会で食品表示基準案を公表

(2014年6月27日 内閣府)

内閣府消費者委員会食品表示部会は、6月25日の部会において、食品の安全性や品質などを分かりやすく表示する食品表示法^{*1}が来年6月までに施行されるのを前に、食品表示に関する基準案を示した^{*2}。同基準案は食品表示法によって統合される3法（食品衛生法、JAS法、健康増進法）にある58の表示基準を1つに統合し、消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定することを目的としている。

現行制度からの主な変更点は以下の通り。

- ①加工食品と生鮮食品の区分の統一
- ②製造所固有記号の使用に係るルールの改善
- ③アレルギー表示に係るルールの改善
- ④栄養成分表示の義務化
- ⑤栄養強調表示に係るルールの改善
- ⑥原材料名表示等に係るルールの変更
- ⑦販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善
- ⑧通知等に規定されている表示ルールのうち、基準に規定するもの
- ⑨表示レイアウトの改善

※1 食品表示法：

平成25年6月28日公布。食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とする法律。

※2 食品表示基準（案）

URL: http://www.caa.go.jp/foods/pdf/140707_kijun.pdf

ここがポイント

今回示された基準案は、パブリックコメントを受けて修正・変更される可能性もありますが、新たな食品表示基準が導入された場合、その影響は多岐にわたる可能性があるため、事業者は、今回の基準案を踏まえ、自社への影響や必要となる対応について、調査・検討を進めておくことが望まれます。

食品表示に関する上記の9つの変更点の中でも、事業者による情報提供の不足から消費者が直接的な健康危害を被ると考えられるのが、③の「アレルギー表示に係るルールの改善」です。現行ルールでは、加工食品の名称からアレルゲンを含むことが予測可能な食品については、アレルゲンの表示を省略することができましたが、施行後は、予測可能性にかかわらず、アレルゲンを含む旨の表示が求められ、下表の個別表示または一括表示による表示が義務付けられる予定です。

【現行】	…、ロールパン、からしマヨネーズ、…	アレルゲン表示不要 (注：ロールパンに小麦、マヨネーズに卵が含まれることは消費者側で予測可能との考え方)
【基準案】 個別表示の場合	…、ロールパン（小麦を含む）、からしマヨネーズ（卵を含む）、…	それぞれの加工食品の品名の後にアレルゲンを記載

【基準案】 一括表示の場合	…、ロールパン、からしマヨネーズ、…（原材料の一部に、小麦、卵を含む）	個別表示を原則とするが、使用している原材料が多く、表示可能面積の制約がある場合や、表示量が多いために分かりにくい場合には、例外的に原材料名表記の最後一括してアレルギーを記載することが可能
------------------	-------------------------------------	---

上記の表示基準案が施行された場合、しかるべき表示を行うために、事業者としての留意点は、以下のとおりです。

- 1) 自社および加工食品の調達先に対して、アレルギー表示のルール等の情報共有を行う。
（自社および調達先の表示担当者に対して、表示ルールの変更を周知徹底するため）
- 2) 製品仕様書（商品カルテ）等により、自社および調達先で加工食品とした原材料のアレルゲンの有無を確認する。
（製品仕様書に原材料やその構成比一覧が記載されているので、使用している加工食品を洗い出し、表示モレを防ぐため）
- 3) アレルゲンが含まれている場合は、包装資材へ表示を反映させる前に、製品仕様書の原材料表記欄等を修正する。
（自社のみならず、小売り等の流通業も製品仕様書により製品の情報管理を行っており、取引上、重要な文書のため）
- 4) 製品仕様書の原材料表記欄等と包装資材の版下（ゲラ）の一括表示欄との合致を複数名で確認する。
（包装資材の版下を自社または印刷会社で作成した際の作成ミスを防ぐため）

なお、現在でも、一部事業者の製品では、より消費者に対してわかりやすい表示を行うという観点から、一括表示欄外に次のような工夫がなされているものもあります。

「アレルゲンを赤字かつ大きなドットで表示」

「アレルゲン一覧表を示してアレルゲン有無を表示」

以上を踏まえれば、事業者にあつては、自社が製造する食品に含まれるアレルゲンを正確に把握した上で、わかりやすく消費者に伝える取組が、今後一層求められていくといえます。

海外の PL 関連情報

欧州、米国、中国が消費者用製品の安全対策に関する協力関係を強化

欧州連合（EU）、米国及び中国の消費者用製品の安全を所管する監督当局の首脳が定期的に集まる三国間サミットが、本年 6 月 19 日、ベルギーのブリュッセルで行われ、三国の監督当局は、消費者用製品の安全に関して連携を一層強化し、具体的な取り組みを進めていくことについて、共同声明※を発表した。

共同声明によると、三国の監督当局は、国際的な規制当局の協力関係を強化することは、消費者用製品の安全性の改善に貢献すること、とりわけ、サプライチェーンが国際化する中で、サプライチェーンを通じた製品安全規制の強化が必要になっていることなどの認識を共有するとともに、製品安全に関する情報の普及促進や危険製品に関する対策を含め、協力関係を維持・強化していくことに合意した。

ここがポイント

同サミットは、今回で4回目となり、2008 年以来、2年ごとに行われています。今回のサミットは、欧州委員会（EC）の健康消費者保護総局(DG SANCO)がホスト役となり、米国消費者製品安全委員会（CPSC）、中国の国家質量監督検閲検疫総局（AQSIQ）※より代表が出席しました。

※中国国内で製造・販売される商品の品質や安全性を検査し、認証する機関であり、輸出入される商品の検査・試験、動物の検疫、輸出入食品の安全と認定認可、標準化など幅広い業務を主管。声明の中では、三国間での協力関係を示す取組として、以下のような具体例が挙げられています。サプライチェーンの国際化を受け、シームレス監視（seamless surveillance）、技術基準の共通化に向けた取組、トレーサビリティの強化が謳われている点が注目されます。

- ・シームレスな監視のコンセプトを共有し、危険製品に関する情報や規制実施状況の共有化など、市場監視について情報交換等の協力を一層進めること
- ・産業界等における製品安全に関する教育を強化促進し、サプライチェーン全体を通じた製品安全文化の進展を図ること
- ・各地域の製品安全基準について共通化に向け、製品ごとの技術基準等に関する情報交換を進めること
- ・製品のトレーサビリティに関する取組を強化していくこと

EU と中国の間で RAPEX-China システム等を使用し、危険製品の情報や政策実施状況に関する情報が共有されるなど、製品安全に関する当局間の国際協力は従来から進められてきました。今回のサミットの共同声明は、従来の協力関係を確認し、一層の強化を宣言するものであり、具体的な取組は今後の推移をみる必要はありますが、今回のような機会を契機に、国や地域の枠を超えた危険製品に関する対策の推進を含め、国際的な製品安全対策の強化に向けた取組が一層進む可能性がある点については、認識しておく必要があります。

CPSC がボタン電池による事故防止に関する取組に参加

米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、本年 6 月 17 日、2 年ごとの国際製品安全週間（6 月 16 日—20 日）の活動の一環として、米国を含む 13 の国及び国際機関※¹ との間で、ボタン電池に関する危険性、製品安全対策上の優先順位が高いことについて認知し、啓発等活動を積極的に進めることで合意した旨をリリース※² した。

※オーストラリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、韓国、ペルー、欧州連合、ラトビア、米国、フランス、メキシコ、日本、ニュージーランド

※CPSC Joins International Effort to Prevent Button Battery-Related Injuries and Deaths

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2014/CPSC-Joins-International-Effort-to-Prevent-Button-Battery-Related-Injuries-and-Deaths>

ここがポイント

ボタン電池（button batteries）は、小型の円形リチウム電池であり、コイン電池（coin cell battery）とも呼ばれ、例えば、以下のように多くの家庭用製品に使用されています。

- ・玩具

- ・リモコン
- ・車のキーレスエントリー
- ・グリーティングカード
- ・キッチンスケール
- ・電卓
- ・温度計
- ・パソコン
- ・携帯電話
- ・音楽プレイヤー

ボタン電池を子供などが誤飲した場合、比較的短時間に体内で化学的な火傷等を引き起こし、重篤な障害または死亡に至るケースもあります。今回の国際的取組に際して、経済協力開発機構（OECD）が公表した資料によれば、米国では、ボタン電池による傷害が毎年 3500 件、中毒センター（The Centres of Poisoning Control）に届出され、重症事例や死亡事例の数は増加しています。また、他国においても重傷事故や死亡事故が複数報告されているとしています。

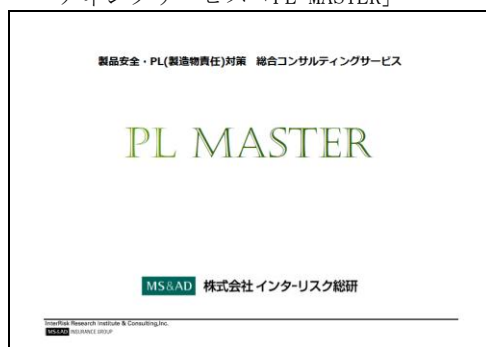
子供の誤飲等による重篤な事故の発生を受け、従来から米国においてはボタン電池に対する安全対策に積極的であり、2009 年には子供向けの玩具について、子供が電池にアクセスしにくい構造にすること（ネジがないと開かない蓋を付ける等）を法律により義務付けるなど、規制が強化されています。加えて、多くの事故は子供向け以外の製品により発生しているとし、実現には至っていないものの、玩具以外の製品における同様の規制強化についても検討がなされた経緯にあります。

今回の国際的な取組が米国やその他の国におけるボタン電池およびその使用製品の安全対策に関し、さらなる規制強化につながるかどうかは不透明ですが、使用製品の拡大・多様化による事故の増加に伴い、ボタン電池の危険性について国際的な関心が高まっていることは事実であり、今後、米国を含めた各国の政策動向などに留意が必要です。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサル
ティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014